

がん治療連携計画策定料における「準じる病院」の基準について

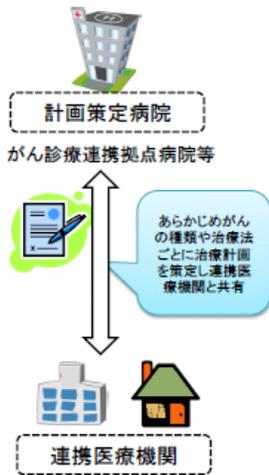
がん治療連携計画策定料について

がん診療連携拠点病院等を中心に策定された地域連携診療計画に沿ったがん治療に関わる医療機関の連携により、がん患者に対して地域における切れ目のない医療が提供されることを評価したもの

<がん治療連携計画策定料施設基準>

- (1) がん診療連携の拠点となる病院又はそれに準じる病院であること
- (2) 当該地域において当該病院からの退院後の治療を担う複数の保険医療機関を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成し、地方厚生局長等に届出ていること。

- ◇がん診療連携の拠点となる病院とは、「がん診療連携拠点病院の整備について」(平成20年3月1日健発第0301001号)に基づき、がん診療連携拠点病院の指定を受けた病院をいう。
- ◇がん診療連携拠点病院に準じる病院とは、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院をいう。

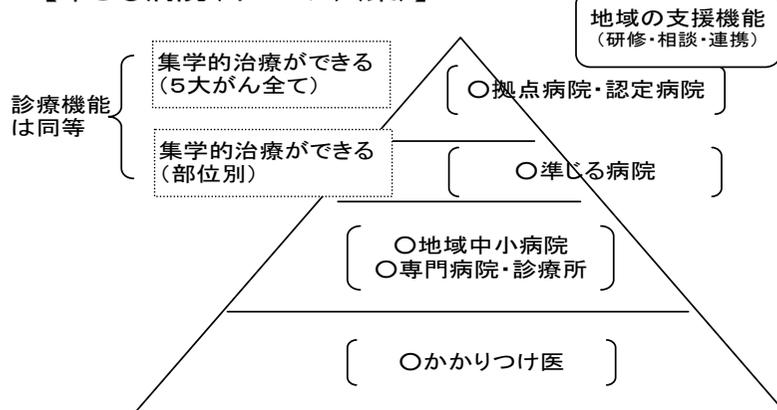


主な「準じる病院」の基準(案)

項目	拠点病院 指定要件(整備指針)	準じる病院(案)
診療体制 ・診療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5大がんについて、集学的治療、緩和ケアを提供する体制有すること。各学会のガイドラインに準ずる標準的治療を行うこと。</li> <li>・緩和ケアチーム整備、組織上位置づけ、適切な緩和ケア提供。</li> <li>・外来でも緩和ケアできる体制整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5大がんのいずれかについて、集学的治療、緩和ケアを提供する体制有すること。各学会のガイドラインに準ずる標準的治療を行うこと。</li> <li>・緩和ケアチーム整備、組織上位置づけ、適切な緩和ケア提供。</li> </ul>
診療体制 ・診療従事者(医師)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の放射線療法に携わる医師1名以上</li> <li>・専任の化学療法に携わる医師1名以上</li> <li>・緩和ケアチームに、専任の身体症状の医師1名以上</li> <li>・緩和ケアチームに、精神症状の医師1名以上</li> <li>・専従の病理診断に携わる医師1名以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の放射線療法に携わる医師1名以上</li> <li>・専任の化学療法に携わる医師1名以上</li> <li>・緩和ケアチームに、専任の身体症状の医師1名以上</li> <li>・緩和ケアチームに、精神症状の医師1名以上</li> <li>・専従の病理診断に携わる医師1名以上</li> </ul> <p>◀検討課題▶ ①専従・専任の要件について ②その他</p>
診療体制 ・診療従事者(コメディカル)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専従の治療に携わる診療放射線技師1名以上、専任の放射線機器精度管理等の技術者1名以上。</li> <li>・専任の化学療法に携わる薬剤師1名以上、外来化学療法室に専任の看護師1名以上。</li> <li>・緩和ケアチームに専従の看護師1名以上、緩和ケアチームに協力する薬剤師、医療心理1名以上配置望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専従の治療に携わる診療放射線技師1名以上、専任の放射線機器精度管理等の技術者1名以上</li> <li>・専任の化学療法に携わる薬剤師1名以上、外来化学療法室に専任の看護師1名以上</li> <li>・緩和ケアチームに専従の看護師1名以上、緩和ケアチームに協力する薬剤師、医療心理1名以上配置望ましい。</li> </ul> <p>◀検討課題▶ ①専従・専任の要件について ②その他</p>
診療体制 ・医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間入院がん患者数が1200人以上であることが望ましい。</li> <li>・放射線治療に関する機器の設置。</li> <li>・外来化学療法室の設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間入院がん患者数が1200人以上であることが望ましい。</li> <li>・放射線治療に関する機器の設置。</li> <li>・外来化学療法室の設置。</li> </ul> <p>◀検討課題▶ ①部別別の場合、患者数の規模はどの程度必要か ②放射線治療は、他の医療機関との連携で対応できる体制も可とするか(連携の定義づけとは) ③その他</p>
情報収集体制 ・院内がん登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定める標準登録様式に基づく院内がん登録の実施。</li> <li>・地域がん登録事業に協力すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定める標準登録様式に基づく院内がん登録の実施。</li> <li>・地域がん登録事業に協力すること。</li> </ul>
追加項目 (専門医の配置) ※部別別		<ul style="list-style-type: none"> <li>・集学的治療を行う部別別のがんについて、いずれかの専門医が配置されていること(常勤)</li> <li>(例) 肺がん → 呼吸器専門医、呼吸器外科専門医</li> </ul>
追加項目 (専門医の配置) ※化学療法・放射線等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の専門医が配置されていることが望ましい。</li> <li>・がん治療認定医・暫定指導医、がん薬物療法専門医</li> <li>・放射線科専門医、放射線腫瘍認定医(※前立腺がんは必須)</li> <li>・病理専門医</li> <li>・麻酔科専門医</li> </ul>

都における「準じる病院」の考え方

【準じる病院(イメージ)(案)】



※「専従」及び「専任」とは、当該医療機関における当該医療従事者が、「専従」については「8割以上」、「専任」については「5割以上」、当該業務に従事している者をいう。